

【小諸市内、佐久市内、軽井沢町内、御代田町内、立科町内の営業時間短縮等要請店舗で、「信州の安心なお店」認証制度による特例を希望される事業者向け】

令和3年8月17日時点

「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について【要請期間延長にあたってのご案内】

長野県

令和3年8月6日付けのご案内で、「信州の安心なお店」認証店における時短要請期間中の営業特例についてお知らせしました。

今般、時短要請期間を延長（令和3年8月19日（木）～9月1日（水））することに伴い、営業特例については下記のとおりとしますので、ご協力をお願いします。

なお、営業特例の概要については、令和3年8月6日付けのご案内をご覧ください。

記



1 要請期間延長に伴う取扱い

(1) 当初の要請期間（8月9日～8月18日）に営業特例により20時以降に営業されている場合、延長期間においても引き続き20時以降に営業することができます。新たな手続きは必要ありません。

なお、延長期間から営業時間短縮することに変更しても、新型コロナウイルス拡大防止協力金の対象にはなりませんのでご注意ください。

(2) 当初の要請期間に営業時間短縮にご協力いただき、延長期間は営業特例により20時以降の営業を再開される場合は、別紙「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を「信州の安心なお店応援キャンペーン事務局」にFAXでご提出ください。

後日、延長期間中に巡回員が店舗を訪問し、チェックシート原本を回収するとともに、その内容に沿って、感染対策の取組状況を確認させていただきます。

また、その場合、当初の要請期間に時短営業または休業された日数分のみ協力金の対象になります。

2 お問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

＜要請内容について＞危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

＜協力金について＞新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

＜認証店舗について＞産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート

記入日： 令和3年 月 日
 申請者： _____ ⑩
 店舗名： _____
 所在地： _____
 電話番号： _____
 認証番号： _____

時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けるため、以下の項目による感染対策を徹底すること、本件についての巡回確認に協力することを誓約します。

	内 容	チェック	具体的な取組
1	(新規)利用に当たっては、同居の家族又は4人以内での会食に限定するべく、入店あるいは予約時において、その旨を確認する。		
2	(新規)利用に当たっては、2時間以内に限定する。		
3	利用客退店後は、テーブルや椅子、メニュー等の消毒を徹底する。		
4	換気は、30分に1回、5分間程度を繰り返し行うとともに、換気設備を有する場合には適切に稼働しているかの確認を行う。		
5	万一の新型コロナウイルス感染時に備え、利用者名簿を具備し、必要に応じて関係当局からの依頼に対応する。		
6	利用客には、入店時等の消毒の徹底や、飲食時以外はマスク着用の呼びかけを実施するなど、感染リスクの低減に向けた呼びかけを実施する。		
7	この他、飲食店向けチェックシートに記載している事項の徹底について、再度従業員の間で確認、徹底を行う。		

- ※ 具体的な取組みの欄には、時短要請期間中に営業する際の取組み予定の内容を記載してください。今回はすべての項目を遵守していただくことが要件となります。
- ※ 今回の巡回は事前に時間調整をせず、営業時間中に直接巡回、確認させていただきます。予めご了承くださいとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。
- ※ 提出は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局までFAXにてご提出ください。
 原本は、巡回の際に回収いたします。 **FAX番号：026-217-5901**